

不動産を相続したら

かならず 相続登記！

相続登記は、令和6年4月1日から義務化されています。

※ 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

不動産を相続したことを知った日から、3年以内
(義務化前に知った場合は、令和9年3月末まで)に
相続登記を行う必要があります！

※ 詳しくは、[相続登記の申請義務化特設ページ](#)  でご覧ください。



相続登記の専門家に相談いただくことも可能です。

山形県司法書士会

TEL: 0120-13-7832 (相続登記相談センター)



不動産登記推進
イメージキャラクター
ご当地「トウキツネ」

山形地方法務局

手続案内は事前予約制です。

事前に電話(※)又はインターネットでご予約ください。

※ 電話番号は裏面にあります。



不動産の所有者の方へ

住所・名前の変更登記が 令和8年4月1日から 義務化されます。



不動産登記推進
イメージキャラクター
ご当地「トウキツネ」



住所・名前の変更の日から2年以内に登記する必要があります。



義務化前に変更があった場合は、令和10年3月末までに登記する必要があります。



法務局に検索用情報の申出をしておけば、
その後は法務局で住所・名前の変更登記をします。

詳しくは、**住所等変更登記の義務化特設ページ**  **をご覧ください。**



遺言書は法務局に預けると安心です！ 自筆証書遺言書保管制度



遺言書ほかんガルー

遺言をされる方が作成した自筆証書遺言書を法務局に保管申請できる制度です。
保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。

遺言者のメリット

- ①紛失・亡失を防ぐことができます。
- ②隠匿・改ざんを防ぐことができます。
- ③方式不備で無効になることはありません。
- ④遺言書の存在を相続人等に通知することができます。

相続人・受遺者等のメリット

- ①家庭裁判所の検認が不要です。
- ②相続開始後、全国の法務局で、データによる遺言書を閲覧でき、また、遺言書の内容について、証明書の交付を受けることができます。

詳しくは、**山形地方法務局 遺言**  **をご覧ください。**



手続は全て予約制です。事前に法務局手続案内予約サービス専用ページ
(<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>) 又は電話でご予約ください。



お問い合わせは、お近くの法務局へ

山形地方法務局(本局) 023-625-1321 (代表)

寒河江支局 0237-86-3258

新庄支局 0233-22-7528

米沢支局 0238-22-2148

鶴岡支局 0235-22-1003

酒田支局 0234-25-2221

村山出張所 (自筆証書遺言書保管制度は取り扱っておりません。) 0237-53-2812